

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【居宅介護支援】

この要件は令和6年4月現在のもので、今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)

16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。

※2 加算を取り下げの場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

1 加算

項 目	必 要 書 類
ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(別紙36) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥主任介護支援専門員の資格者証(写)(未提出分) ⑦実習受入登録決定通知書(写) 【加算Ⅰを届出する場合】 ⑨利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であることが分かる根拠書類
特定事業所加算(A)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算(A)に係る届出書(別紙36-2) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥主任介護支援専門員の資格者証(写)(未提出分) ⑦実習受入登録決定通知書(写) ⑧研修機関と「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることがわかる書類(写) ⑨他の同一の居宅介護支援事業所との連携により基準を満たす場合は、連携の内容が分かる書類(契約書等)の写し
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定しており、所定の要件を満たす場合に算定することができます。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(別紙36) ⑤特定事業所介護医療連携加算確認表(参考様式18)
ターミナルケアマネジメント加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(別紙36)

2. 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36